

# 事務局説明資料 (第3回小委員会の振り返り)

令和6年11月

経済産業省 産業組織課

# 第3回小委員会における主なやり取り①

(■：委員、→：実務関係者)

## (本制度の位置づけ)

- 本制度は**既存の私的整理手続と並置し、いずれかを選択可能な制度とすべき**という意見か。
  - 当団体内では、**既存の私的整理で成立できなかった場合に本制度を利用する**という考え方が多かった。他方、この点について異なる意見の者もいた。その代表的な意見が、**多数決が後で控えているのであれば全員同意の手続には最初から入らない者がいる場合も考えられるので、はじめから本制度を開始する必要がある**との意見である。ただし、多くの者は、既存の私的整理や法的手続への影響を気にしており、**並置した場合、本制度の利用が多くなることへの影響をどう緩和できるかが問題**。
- 「**一部債権者が同意しない場合に備えた制度**」や「**既存の私的整理にて成立困難であった事例に限って**」本制度の利用が可能という点は、条文上、**本制度の開始要件とすべき**との意見か。それとも、**実務的にそのような運用を行うことで足りるのか**。
  - 法律上の条文として、**既存の私的整理の利用を本制度の開始要件とすることは、法制上の問題がある**。法制度としては、既存の私的整理とは別に、本制度が存在することになるのだろう。
  - 既存の私的整理と並置する場合、法律上の要件として、（既存の私的整理による合意形成の志向後であることを、）本制度の開始要件に入る前提で意見を述べた。

## 第3回小委員会における主なやり取り②

(■：委員、→：実務関係者)

### (本制度の位置づけ(続き))

- 全員一致の場合には、公平、公正、合理的と推論されるどころ、反対者がいる以上はあらゆるシナリオの中で最良であることが担保されなければならない。その観点から、より高い基準が設定されれば、本制度の濫用を防ぐことができるが、この高い基準は実務的に設定可能か。
  - 事業再生ADRでは、全員同意を求めて極めて厳格に手続が進んでいる。多数決で懸念すべきは、現行の事業再生ADRにおける全員同意を得るための努力や、その質を維持せず多数決の下で簡略化や劣化すること。質の劣化こそが手続の濫用であり、より高い基準の設定という考えは賛成しかねる。
- 事業再生ADR手続が先行し、一部債権者の同意が得られずに本制度に移行する場合、また1から本制度を開始することは迅速性に欠けるため、移行手続の組み立てが重要。この点について何か具体的な考えはあるか。
  - 決議の段階で移行した場合、新たに第三者機関が手続の内容について判断する必要はない。例えば、数値基準、資産評定基準を2つの制度の間でダブルスタンダードを設ける必要はなく、同じ基準に従って計画内容が調査されていれば、その調査結果を本制度においても活用できる。決議前に移行した場合、事業再生ADRにおける手続実施者と同じ者が選任されることが妨げられないとすれば、移行前の手続を活用しつつ、本制度における調査報告も行い、本制度で決議を行うことが可能と考える。

## 第3回小委員会における主なやり取り③ (■：委員、→：実務関係者)

### (本制度の位置づけ (続き))

- 私的整理に少数の反対者がいた場合に、裁判所による調停に代わる決定を利用する制度が現在も利用可能であれば、本制度との違いや、本制度を設けることのメリットをお聞きしたい。
  - 特定調停と私的整理は全く別の手続であるものの、私的整理の成立が困難な場合に、**特定調停の機能** (民事調停法17条に基づく、裁判所による調停に代わる決定) を利用するために特定調停に移行する案件があるが、これは運用で賄っている部分がある。一方で、本制度は、**一定の立法事実を前提として、シームレスに裁判所手続に移行する法制度**と認識しており、使い勝手が良い。また、**特定調停は、2週間以内に異議があれば成立しないが、本制度では少数者の反対が強固であっても多数決で可決するため、一定の利用価値はある。**

### (担保付債権の扱いについて)

- 担保付債権の取扱いについて、**民事再生手続における別除権協定のような合意を得る実務運用を原則的な取扱いとすべき**という意見か。
  - 当団体内では、**多くの者が、原則として、民事再生手続における別除権協定のような合意を得ることで良い**という意見。  
ただし、**既存の私的整理を活用した際の決議で反対者がいる際、当初の私的整理の決議で本制度の可決要件を満たしており、かつ、事業用必要不可欠な資産に対する担保権に関する保全債権者が同意している場合においては、もう1度本制度での多数決を行わず、そのまま裁判所が認可可能とするという仕組みでも可能ではないか**との意見もあった。

## 第3回小委員会における主なやり取り④

(■：委員、→：実務関係者)

(担保付債権の扱いについて(続き))

- 既存の私的整理から本制度に移行する場合、途中から移行というイメージではなく、裁判所の認可だけが加わり、公正性を判断するという趣旨か。  
→ 既存の私的整理の開始直後に移行しなければならない場合もあるため、そのような形のみではないと考えられる。
- 保全債権は多数決による権利変更の対象とならないとすると、保全債権者が個別に同意していない段階で決議された場合、非保全債権部分が権利変更されても、保全債権部分が不安定になり、リスクもなされていないことになるので、計画の履行可能性の判断が難しくならないか。  
→ 第三者機関が調査する過程で、担保権者の同意の有無ではなく意向を確認し、履行可能性について判断することが考えられる。裁判所が認可する際には、手続の公正性のみならず、計画の履行可能性に問題がある場合には、第三者機関の調査報告書に基づいた判断がなされると認識。第三者機関の履行可能性の判断も踏まえて、裁判所が認可をした場合には、担保権者を含めた対象債権者は計画内容に従った行動をとることが予想される。
- (上記回答に対し) 民事再生手続における別除権協定と同様に、本制度でも可能との趣旨と理解。

## 第3回小委員会における主なやり取り⑤

(■：委員、→：実務関係者)

(担保付債権の扱いについて(続き))

- 権利変更には、リスク、DDS(劣後ローン化)、DES(デット・エクイティ・スワップ)のような単純な債権放棄ではない形式も含まれるか。仮に、保全債権についてリスク、DDS、DESも含まれる場合、その部分の議決権はどのように考えるか。LBOローンのように全資産が担保に取られている場合や企業価値担保権が設定されている場合に、非保全債権のみを議決権の対象とすることが適切と考えるか疑問がある。
  - リスク、DES、DDSは権利変更に当たる。民事再生のように考えると、担保権の処理は別除権協定と同様の対応が可能。他方、現行の私的整理のように考えると、保全・非保全に関わらず全員で決議を行う。後者の場合、少額債権者が賛成しない場合でも、保全債権者が権利変更について賛成していることを確認する前提で認可することで、両方のバランスを取れる。
  - 現実の実務対応で想定される多くの場面を念頭に置けば、現在の事業再生ADRの実務を前提として、そこに一部の反対債権者がいた際に計画を成立させ、実行させるための途を開くための制度として本制度は意義がある。手続を重くすることによって、本制度が使われないということは避けるべき。本制度の利用が適しないケースであれば、最も厳格な会社更生で適切に権利変更されるのが本来の姿。
- (上記回答に対して) 重い手続とすべきとは考えていない。現行と同様に、保全・非保全に関わらず、全員が同じ計画に賛否を示す制度とすべき。

## 第3回小委員会における主なやり取り⑥

(■：委員、→：実務関係者)

### (一時停止について)

- 一時停止命令について、担保権の実行の中止のように一旦開始した手続を止めることを超えて、担保権実行の着手自体を妨げる実行の禁止も含める趣旨か。現行の法的倒産手続で、実行禁止まで認める制度は包括的禁止命令のみと思われるが、本制度で担保権実行を完全に禁止することが可能と考えるか。どうしても必要だとすれば、その理由はどこにあるのか。

→ 本制度の一時停止命令では、法的倒産手続の申立や相殺による債権回収を対象とすることは困難である一方、担保権の実行を一時停止命令の対象とすることは可能。

一旦開始した担保権実行手続を「中止」することを超えて、担保権実行の着手自体を妨げる実行の「禁止」まで含めるべきか」という質問に対しては、意見書提出時点では、担保権実行の「禁止」も含める趣旨であったが、ご指摘を踏まえて、「禁止」まで含めるべきか再考したい。

## 第3回小委員会における主なやり取り⑦

(■：委員、→：実務関係者)

### (裁判所認可手続について)

- 計画案の履行可能性を一例に、判断に時間がかかる要件を設定すべきではないとされているが、倒産手続の再生及び更生計画の認可要件として入っている履行可能性を本制度で除外できるか疑問。第三者機関の審査を踏まえて裁判所は判断することになるが、履行可能性に関する要件がない場合には、反対した債権者に対して合理性を説明できるか疑問。
- 当該記載は、認可手続に時間がかかってはならないという趣旨。履行可能性そのものは重要であるが、履行可能性の判断を裁判所が行う場合、手続の最初から入っていることが重要。即時抗告された場合に、手続の最後の段階で関与した裁判所の判断の妥当性が耐え得るかが不安であるが、手続として裁判所が最初から関与している形であれば、履行可能性についても裁判所がある程度迅速に判断可能。迅速に判断できるかどうかポイント。一概に排除ではなく、時間がかからない範囲内とすべきという趣旨。

## 第3回小委員会における主なやり取り⑧

(■：委員、→：実務関係者)

### (第三者機関の関与の在り方について)

- 適正で公平な計画を作るための仕組みとして、本制度では、**第三者機関の計画案の策定への関与・助言等の機能をより一層充実させる必要がある**。第三者機関において、**実際に助言等に当たる人員**としては、**事業そのものの専門家やコンサル**といった、**弁護士、公認会計士以外の方も充実させることも考えられる**が、この点についてご意見を伺いたい。
  - 現状でも、**債務者側でFA（フィナンシャルアドバイザー）が事業再生の専門家として計画立案に関与**。また、**事業再生ADRの手續実施者、補助者として、必要な人材を活用することも可能**。他方で、**事業に詳しい方で、現在の経済産業省令で定める資格要件に合致する方は少ないため、もしそのような方を補充する場合には、省令の見直しや資格要件の見直しが必要となる可能性がある**。  
また、**資格要件とは別に、補助者としての積極的な関与が適切かは十分に考えなければならない**。

## 第3回小委員会における主なやり取り⑨

(■：委員、→：実務関係者)

### (第三者機関の関与の在り方について(続き))

- 現行の事業再生ADRでも、事業面での改善策は検討されており、債務者側で事業コンサルが長い時間をかけて計画を策定。数値基準の充足性の確認は明確だが、収益改善策が合理的か否かは非常に幅のある評価となり、第三者機関が裁量の範囲でその評価を行うことは適切ではない。また、事業コンサルと同様のことに第三者機関が相当の時間をかけることも適切ではない。そのため、第三者機関としては、事業コンサルのような方は必須とは考えていない。
- 事業再生ADRでも必要であれば手続実施者の補助者として専門家の意見を聞くことは可能であるという趣旨であり、必須であるという趣旨ではない。計画内容として選択した事業再構築の結果が、全ての債権者にとって、公正公平であり、遂行可能性があることを第三者機関が判断することが中心。その選択が著しく不合理である可能性がある場合には、事業再構築の専門家の助力を得ることを排斥する必要まではない。

## 第3回小委員会における主なやり取り⑩

(■：委員、→：実務関係者)

### (第三者機関の関与の在り方について(続き))

- 指定法人(第三者機関)に「一定のオーソリティ(指定法人の第三者性を担保等)を付与する仕組みがあった方が、金融機関の理解が得られやすいのではないか」との意見について、**第三者機関で良いものが出てくると、先にも進むし、金融機関としても先に進めやすい。質と速度の両方を加速することになると考えられる。**
  - **金融機関が活用するためには、信頼性を担保しなければならない。仕組みも然りであるが、ソフト面での金融機関への対応も重要。**例えば、全員一致を求めている場合は、丁寧な対応を行い、それを長年突き詰めたものが根底にある。仕組みとしては色々な方法が考えられる。